

令和7年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における令和6年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は140件、契約金額は94.8億円である。また、競争性のある契約は126件(全契約の90.0%)、79.2億円(同83.6%)、競争性のない随意契約は14件(同10.0%)、15.5億円(同16.4%)となっている。

競争性のない随意契約件数は、表2(次ページ)のとおり推移しており、例年と比べて大きな変化は見られなかった。なお、随意契約金額15.5億円(前年度比2.6億円減)の主な内訳は、職員が日常使用する端末の調達を行った「機構業務端末及び周辺機器ハードウェア更改役務(8.2億円)」である。本件は競争入札を行ったものの、応札者不在により不調となったことから仕様書受領者と交渉を行い、予定価格の範囲内の金額で契約したものである。

表1 令和6年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(32.9%) 56	(58.8%) 54.7	(50.7%) 71	(80.5%) 76.2	(26.8%) 15	(39.3%) 21.5
企画競争・公募	(58.2%) 99	(21.8%) 20.3	(39.3%) 55	(3.1%) 3.0	(△44.4%) △44	(△85.4%) △17.3
競争性のある契約(小計)	(91.2%) 155	(80.5%) 75.0	(90.0%) 126	(83.6%) 79.2	(△18.7%) △29	(5.6%) 4.2
競争性のない随意契約	(8.8%) 15	(19.5%) 18.1	(10.0%) 14	(16.4%) 15.5	(△6.7%) △1	(△14.2%) △2.6
合計	(100%) 170	(100%) 93.1	(100%) 140	(100%) 94.8	(△17.6%) △30	(1.8%) 1.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

表2 令和2年度から令和6年度までの競争性のない随意契約の全体に占める割合の比較 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
競争性のない随意契約	(11.2%) 16	(10.5%) 16	(11.0%) 14	(8.8%) 15	(10.0%) 14
全体	(100%) 143	(100%) 153	(100%) 127	(100%) 170	(100%) 140

(2) 機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表3のとおりであり、契約件数は32件(競争性のある契約全体の25.4%)、契約金額は65.8億円(同83.1%)となっている。

一者応札・応募の件数の全体に占める割合は、令和6年度は表4のとおり25.4%となっており、令和5年度と比較して減少している(令和5年度が40%を超えているのは、5年毎に調達を行う「建退共各都道府県支部の業務委託契約(47件)」を実施したことによる)。

また、契約件数に関しては32件となり、令和5年度と比較して38件減(前年度比54.3%減)となった。その主な要因は、上記のとおり「建退共各都道府県支部の業務委託契約」の影響によるものである。

さらに契約金額に関しては65.8億円となり、令和5年度と比較して大きな変化は見られなかったが、その主な内訳は、「次期建退共電子申請システムの構築に係る業務(27.5億円)」及び「業務系センタハード共通基盤構築及び保守業務(19.3億円)」によるものである。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)により調達したシステム関係の契約は24件(前年度比13件増)、63.4億円(同18.9億円増)であり、そのうち一者応札となった契約は18件(前年度比7件増)、60.8億円(同16.3億円増)となっている。

表3 令和6年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	85 (54.8%)	94 (74.6%)	9 (10.6%)
	金額	8.9 (11.8%)	13.4 (16.9%)	4.5 (50.8%)
1者以下	件数	70 (45.2%)	32 (25.4%)	△38 (△54.3%)
	金額	66.1(88.2%)	65.8 (83.1%)	△0.3 (△0.4%)
合計	件数	155(100%)	126 (100%)	△29 (△18.7%)
	金額	75.0(100%)	79.2 (100%)	4.2 (5.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

表4 平成30年度から令和6年度までの一者応札・応募の全体に占める割合の比較（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1者応 札・応募	(44.6%) 78	(18.8%) 22	(24.4%) 31	(23.4%) 32	(15.0%) 17	(45.2%) 70	(25.4%) 32
全体	(100%) 175	(100%) 117	(100%) 127	(100%) 137	(100%) 113	(100%) 155	(100%) 126

(注1) 平成30年度から令和4年度までは第4期中期目標期間

(注2) 令和5年度及び令和6年度は第5期中期目標期間

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和7年度においては、以下の取組を重点的に実施することにより調達改善に努めることとする。【当該取組の実施状況】

<競争性のない随意契約に係る取組>

調達目的、金額、合理性及び必要性等を勘案し、会計規程に定められた随意契約事由に該当するかを慎重に検討する。

<一者応札・応募に係る取組>

- ① 一般競争入札を適正に実施する観点から、新規業者を含む複数業者の参加を促し市場の競争性を働かせるため、要求部署が早期に決裁文書を起案し、十分な公告期間と履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないうる資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い、入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届への理由の記載を求めるとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、必要に応じ意見招請を実施する。
- ④ 前回の同種の入札において一者応札・応募であった入札等を実施する場合は、調達目的、金額、合理性等について適切であるか、より慎重に検討する。また、仕様書に記載する要件については、緩和しても支障がないか精査を行い、仕様書に反映するものとする。

<その他の取組>

- ① 調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)等の諸施策との整合性に留意するものとしている。
- ② 少額随意契約の判断に当たっては、原則として複数の業者から見積りを取り、少額随意契約の金額要件に定める金額以下の見積りを提示した者が過半数となる場合には最低価格を提示した者と少額随意契約を結び、同見積りを提示した者が過

半数に至らなかった場合には一般競争入札を行うものとするを明確化した。

なお、「予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)」の改正に伴い、機構の「契約に関する達」の改正を行い少額随意契約の基準額を上げた。改正により少額随意契約の件数及び金額がともに増加することが想定されるが、新たに少額随意契約の対象となるものについても安易に少額随意契約とするのではなく引き続き競争性及び透明性を確保し適正な手続を行うものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

以下の(1)～(3)の取組により、調達に関するガバナンスを徹底する。【当該取組の実施状況】

(1) 競争性のない随意契約及び一者応札・応募に関する内部統制の確立

要求部署においては、競争性のない随意契約と判断される調達案件及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等(※)について、「調達等合理化検討チーム」に調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けることとしている。

(※)その他、政府調達相当額以上の調達額が見込まれる案件についても、事前説明・点検の対象としている。

(2) 契約監視委員会による事後点検

競争性のない随意契約及び一者応札・応募等の契約結果について、契約監視委員会により点検を受けることとしている。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、要求部署が決裁文書を起案し、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施している。

上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る決裁文書を起案し、総務担当理事までの決裁を得た後に、やむを得ない理由がある場合を除いて要求部署とは独立して契約事務を進めることとしている。

② 額が多い等重要な調達案件は、理事長までの決裁を要することとしている。

③ 要求部署は調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ず CIO 補佐官等によるチェックも受けることとしている。

④ 調達部署は、予定価格の算定に当たっては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定することとしている。

⑤ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等

を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施している。また、コンプライアンスに関する役職員向けの研修等を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとしている。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組む。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務部次長、勤労者財産形成部次長、総務課長及び総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表するものとしている。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図る。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとしている。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)の対象事業に選定された場合には、適切に対応するものとする。